

彦根市企業用地等紹介システムの物件掲載に関する規約

彦根市企業用地等紹介システムの物件掲載に関する規約（以下、「本規約」という。）は、彦根市企業用地等紹介システム（以下、「本システム」という。）のホームページに掲載している「彦根市企業用地等紹介システム利用規約」の承諾を前提として、本システムのホームページに企業用地等の掲載依頼に関する一切の事項に適用します。

1. 依頼者

依頼者は、企業用地等の所有者又は所有者から依頼を受けた者に限り、依頼者が指定した問合せ先の者を含めて依頼者等といたします。

2. 企業用地等

市内の工場用地、工場跡地等で、情報の一般公開が可能な土地、建物を対象とします。

3. 物件掲載の依頼について

(1) 本システムの物件掲載の依頼は、「企業用地等紹介システム物件掲載依頼書」（以下、「依頼書」という。）の提出により行なっていただきます。

依頼に際して添付して提出いただく文書は、市の指示どおりに行っていただきます。

(2) 依頼書は、本システムのホームページからダウンロードできるほか、市の指示どおり行っていただきます。

(3) 掲載内容は、正確に記載して下さい。物件の掲載は、内容の確認ができれば、随時掲載し、その掲載した日を表示することとします。

(4) 次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は掲載をお断りすること、また既に掲載した後の場合は掲載を中止することがあります。

①依頼書に虚偽の記載が行なわれたとき。

②公序良俗または法令に違反する行為があったとき。

③本システムの運営を妨げる行為があったとき。

④その他本事業の主旨に反する行為をしたとき。

4. 掲載物件の内容について

(1) 掲載内容は、依頼書の項目に記載された内容及び依頼書の「その他ご用意いただく書類等」の範囲で依頼者の希望により情報の提出をしたもの。

(2) 依頼者は、掲載内容に変更が生じた時は、速やかに市に報告しなければならないものとします。

(3) 掲載物件、掲載内容の変更、削除の要請について

市は、掲載物件や掲載内容を変更・削除するのが相当であると判断した場合には、依頼者に対し、これらの変更・削除を要請することができるものとします。

(4) 掲載の取消し等について

市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、物件の掲載をしない場合

があります。また、掲載後であっても依頼者に事前の通知をすることなく、掲載の内容の変更・削除又は掲載の取消しを行う場合があります。

- ①物件、掲載内容が本システムの主旨に反したものである場合
- ②依頼者が市の変更、削除の要請に従わなかった場合
- ③市が掲載を直ちに変更・削除する必要があると判断した場合
- ④掲載内容が重複している場合
- ⑤掲載にすることによりトラブルが生じる場合
- ⑥掲載内容の虚偽が判明した場合
- ⑦掲載する必要のないことが判明した場合
- ⑧その他市が掲載することを不相当と判断した場合

5. 本システムの利用にあたって

- (1) 依頼者等は、掲載物件に関する問合せについて、誠意をもって対応して下さい。
- (2) 依頼者等は、正当な理由なく掲載物件に関して問合せを受けた内容を他に漏らしてはなりません。
- (3) 市は、本システムに掲載した物件の取引等につき一切関与することはできません。
すべて依頼者と利用者は自己の責任においてこれらの手続を行うものとします。
- (4) 市は、本システムに物件を掲載することによって生ずる依頼者、利用者その他第三者との間のトラブルについて一切関知いたしません。
すべて依頼者の自己の責任において処理するものとします。
- (5) 市は、依頼者が掲載した物件情報に関しては、一切保証する立場にありません。
依頼者は、本システムにおいて掲載した物件や掲載内容につき一切の責任を負うものとします。
- (6) その他、このホームページを利用した情報伝達の性質から生ずる可能性のある通信障害、機器の障害または保守のための停止等による情報の損失、遅延、誤送ならびに第三者による情報の改ざん、漏洩により発生した損害についても、市は一切責任を負わないものとします。

以上、本システムに物件掲載を依頼するにあたり、本規約を承諾します。

年 月 日

(依頼者)

住所 _____

氏名 _____ 印